

第 13 回研究会 (N 生活関連サービス業, 娯楽業 (第 1 回)) における主な御意見とその対処方針等 (案)

1 研究会における御意見

	御意見	対処方針 (案)
01	○「クリーニングサービス」について クリーニングサービスにおいて、事業者向け・一般消費者向けは内容が異なるものか。	○ クリーニング業者にヒアリングを行い、「事業者向け」と「一般消費者向け」を区分するメルクマール及び区分可能性を確認した上で、区分すべきか判断することとする。
02	○「リネンサプライサービス」について リネンサプライサービスを商品別に取りることについて、おしぼりを洗う設備とシーツを洗う設備は異なると考えられるので、調査可能ではないか。 需要先別で回答可能か、加えて商品別で回答が可能か詳細について検討していくこととする。	○ 事業者ヒアリングを行ったところ、「施設ごとの売上は把握しているが、1つの施設でホテル・レストラン・スパ・スポーツ施設などを併設している場合、需要先別に売上を区分することは難しい。」とのことであった。商品別の区分については、既存の商品コードを活用して区分できるかもしれないが、当該商品コードは売上と紐付いていないことから、紐付け作業などが必要になる。」とのことであった。 また、「『病院向け』は、消毒レベルなど取り扱いが『病院以外向け』と異なること、『病院以外向け』の料金は商品ごとの単価制だが、『病院向け』は1床ごとと料金体系が異なることから、『病院向け』と『病院以外向け』で区分することがふさわしい。」との回答を得た。 これらを踏まえて、「病院向けリネンサプライサービス」と「その他向けリネンサプライサービス」を最下層に設定することとする。 (統合) リネンサプライ・ダストコントロールサービス (最下層) 病院向けリネンサプライサービス その他向けリネンサプライサービス
03	○「その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス」について 「その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス」について、産業分類上この分類に該当するものはなるべく関連する他の分類にそれぞれ統合することとし、ゲルマニウム温浴など関連する他の分類が特定できないものが本分類に残るということだが、例えば、コインシャワーは公衆浴場なのか。	○ コインシャワーの統合先としては、「一般公衆浴場入浴サービス」又は「その他の公衆浴場入浴サービス」が考えられる。「一般公衆浴場入浴サービス」は銭湯のサービスであり、生活のためのサービスと考えられるのに対し、「その他の公衆浴場入浴サービス」は、スーパー銭湯や健康ランドなどのサービスであり、どちらかといえば娯楽サービスに近いと考えられるが、例えば、空港に設置されているコインシャワーは

		<p>生活のためではないなど、生活のためにコインシャワーが用いられている事例は少ないと考えられることから、コインシャワーは「その他の公衆浴場入浴サービス」に含まれるものとする。</p> <p>○ 寝具消毒・乾燥について、「クリーニングサービス」との統合を検討したが、サービスを提供している事業者は寝具レンタル会社などであり、クリーニング業者が副業として営んでいる事実は確認できなかった。また、寝具消毒・乾燥は、寝具を高温で消毒・乾燥させるサービスであり、技術的にもクリーニングとは異なることから、クリーニングサービスに類似するサービスとは言えないと判断し、原案のとおり、「その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス」に含まれるものとする。</p>
04	<p>○旅行業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業は成長産業なので、分類を詳細に設定してもよいのではないかと。最下層分類をすべて統合分類に上げてよいのではないかと。 ・ 手配旅行について、アウトプットがマージンであり、乗物代や宿泊代が入ってないということであれば、「乗物」と「宿泊」を区分する必要がない可能性もある。 ・ 階層化するのであれば、現在の「募集型企画旅行サービス」「受注型企画旅行サービス」「手配旅行サービス」という分け方ではなく、「国内旅行」「海外旅行」「訪日旅行」など、需要先で分ける方法がふさわしいのではないかと。 ・ 「その他の旅行関連手配サービス」が訪日・海外・国内旅行が混在した手配旅行のバスケット項目になり、雑多な項目のように感じる。 	<p>○ 業界団体へのヒアリングを行ったところ、以下のとおり回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅行会社の売上は、一般的にはマージンではなく旅行代金総額で計上している。 ● 「国内」「海外」「訪日」の区分は可能と思われる。なお、訪日外国人向けバスツアーは、旅行業法上は国内旅行に該当するが、某大手旅行会社の経理上は、訪日旅行として整理している。 また、「手配サービス」について、某大手旅行会社の経理上は、「乗物」「宿泊」「その他」を区分しており、区分は可能と思われる。ただし、「訪日旅行」の「手配サービス」については、「乗物」「宿泊」「その他」をまとめて手配しており、区分できないため、「手配サービス」の内訳は区分しない方がよい。 ● 各分類の名称は以下のようにした方がよい。 <ul style="list-style-type: none"> ・「募集型企画旅行サービス」→「企画旅行サービス」 ・「受注型企画旅行サービス」→「団体旅行サービス」 ・「乗物手配サービス」→「乗車船券手配サービス」 ● 企業から、社員の出張などのビジネストラベルの手配を一括で受託し、月締めで旅行代金の精算を行うサービスがあり、「観光」と「ビジネス」を区分することにもつながるため、このサービスに当たる分類を別途設定した方がよい。 ● 「渡航手続代行・旅行相談サービス」については、売上が極めて少ないため、「その他手配サービス」に含めて差し支えない。 ● 「旅行業者代理サービス」について、旅行業者代理業者は所属す

る旅行業者の支店という扱いであり、売上は旅行代金総額で計上し、所属する旅行業者に対する支払いを費用計上しているため、あえて「旅行業者代理サービス」という分類を設定する必要はない。

● 他社のパッケージ（企画旅行）を仕入れて販売した場合、販売した旅行業者と仕入先の旅行業者の双方において旅行代金総額で売上が計上されることになるが、自社のパッケージを販売した売上と他社のパッケージを販売した売上を区分することは可能と思われる。なお、旅行業者代理業者が所属旅行業者のパッケージを販売した場合も、他社のパッケージを販売したものと認識している。

● 「旅行運送・宿泊等手配サービス」について、「内国旅行業者向け」と「外国旅行業者向け」は区分して回答できると思われる。

○ 上記ヒアリング結果を踏まえ、旅行サービスの分類構成について、以下のとおり変更する。なお、各分類の定義については、名称変更したのも含め、基本的には原案の定義から変更せず、標準旅行業約款に基づき設定している。

（統合）国内旅行サービス

（最下層）国内企画旅行サービス（自社企画旅行）

国内企画旅行サービス（他社企画旅行）

国内団体旅行サービス

国内乗車船券手配サービス

国内宿泊手配サービス

国内ビジネストラベルマネジメントサービス

国内旅行その他手配サービス

（統合）海外旅行サービス

（最下層）海外企画旅行サービス（自社企画旅行）

海外企画旅行サービス（他社企画旅行）

海外団体旅行サービス

海外乗車船券手配サービス

海外宿泊手配サービス

海外ビジネストラベルマネジメントサービス

海外旅行その他手配サービス

（統合）訪日旅行サービス

		<p>(最下層) 訪日企画旅行サービス (自社企画旅行) 訪日企画旅行サービス (他社企画旅行) 訪日団体旅行サービス 訪日ビジネストラベルマネジメントサービス 訪日乗車船券・宿泊・その他手配サービス</p> <p>(統合) 旅行運送・宿泊等手配サービス</p> <p>(最下層) 内国旅行者向け旅行運送・宿泊等手配サービス 外国旅行者向け旅行運送・宿泊等手配サービス</p> <p>※ 「渡航手続代行・旅行相談サービス」及び「旅行者代理サービス」については、分類項目を削除する。</p>
05	<p>○「コインロッカー・一時荷物預かりサービス」について コインロッカーやコインランドリーなどの無人サービスについて、売上を的確に把握できるのか懸念があり、無理に分類として設定しなくてもよいのではないか。</p>	<p>○ コインロッカーについて、鉄道事業者にヒアリングで確認したところ、コインロッカー収入は業者から利用収入に応じて一定割合を収入として得ているが、その収入を他の収入と区分することは可能である旨回答を得た。</p> <p>したがって、原案どおり、「コインロッカー・一時荷物預かりサービス」を分類として設定することとする。</p> <p>(統合) コインロッカー・一時荷物預かりサービス (最下層) コインロッカー・一時荷物預かりサービス</p>
06	<p>○冠婚葬祭業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭は一生のうち稀に発生する程度の消費なので、家計調査では把握しづらい。供給サイドの統計に着目して、生産物分類ではできる限り詳細に設定した方がよいのではないか。 以前の研究会で検討を行った旅館・ホテル業においては、業界団体から複合サービスとして結婚式サービスを把握することは困難との意見があった。しかし、一定のシェアを占める旅館・ホテル業において、結婚式場業と同じ定義で生産物を把握できないことは適切ではないため、旅館・ホテル業の生産物として設定することについて、改めて検討することとしたい。 	<p>○ 本件については、旅館・ホテル業における把握可能性を含めて、現在検討中であり、10月以降の研究会で修正案を報告することとしたい。</p>

07	<p>○霊柩車の取扱いについて 霊柩車は、産業連関表上、通常の流通経費とは異なる「コスト運賃」として取扱っていることから、運輸業と冠婚葬祭業のどちらで整理するか検討する必要があるのではないか。</p>	<p>○ 霊柩車は貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業であり、生産物分類では、現状、H運輸業、郵便業の「その他の貨物自動車運送サービス」に含まれるものとして整理している。</p> <p>○ 協会のヒアリングでは、霊柩車の対応は、委託と自前の両方があるとのこと。</p> <p>○ 産業連関表では「コスト運賃」として通常の流通経費とは区分し、専業で霊柩運送を行っている事業者の生産額を推計しており、その額は900億円前後となっている。</p> <p>○ ご指摘を踏まえ、現状「その他の貨物自動車運送サービス」に含まれている霊柩車について、「霊柩車利用サービス」として統合分類で区分し、44 道路貨物運送業の主業及び 796 冠婚葬祭業の副業の生産物として設定することとしたい。 なお、当該生産物には専業事業者のサービスと葬儀業者が個別に提供したサービスを含み、葬儀サービスにパッケージとして含まれる霊柩車の利用は除くこととする。</p>
08	<p>○「冠婚葬祭互助会サービス」について 「冠婚葬祭互助サービス」について、内容として結婚式サービスや葬儀サービスと同じなのであれば、それぞれのサービスに統合してもかまわないのではないか。</p>	<p>○ 協会とのヒアリングでは、互助会が受け取る会員からの掛金などは預り金扱いとのこと。互助会としての売上高の内訳は、①第三役務（法事・法要、盆・正月飾り、成人式など）の施行②施行受付業務の手数料③介護関連事業（副業）という状況から、ご指摘を踏まえ、冠婚葬祭互助サービスは「その他の冠婚葬祭に関するサービス」に統合することとしたい。</p>
09	<p>○「ハウスクリーニングサービス」について 「ハウスクリーニングサービス」において、事業者向けと一般消費者向けの違いは何か。</p>	<p>○ 後述 15 参照。</p>
10	<p>○「金券買取販売サービス」について 消費税がかかるか否かという点で、金券と金券以外のコンサートチケットなどは違う。</p>	<p>○ 商品券などの金券と金券以外のコンサートチケットなどについて、消費税法上の取り扱いに違いは無いことから、金券と金券以外を区分する必要はないと考えられるため、原案どおり区分しないこととする。 ※詳細は席上配付資料 2 参照。</p>
11	<p>○「結婚相談業, 結婚式紹介業」について ウェディングプランナーのサービスはどの分類にあたるのか。</p>	<p>○ ウェディングプランナーによるサービスを提供しているブライダルプロデュース会社について検討したところ、ブライダルプロデュース会社は式場紹介の他、カウンセリングや演出なども含めたトータルの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 競輪・競馬や宝くじ等は、用途が類似しているとも考えられ、統合分類を一つに統合するなどもう少し分類をまとめてもよいのではないか。 	
14	<p>○「プール」の取扱いについて</p> <p>プールは、スポーツ施設の中では大きなウエイトを占めると思うので生産物分類として別途設定すべきではないか。</p>	<p>○ 「スポーツ施設提供サービス」のうち、どのサービスを最下層分類として設定するかについては、主に売上規模の大きさを考慮して判断しているが、プールの売上規模を示すデータについては確認出来なかったため、最下層分類として個別に設定することは見送ることとし、「その他のスポーツ施設利用サービス」に含まれるものとする。</p>

2 研究会後に寄せられた御意見等

	御意見等	対処方針（案）
15	<p>○「ハウスクリーニングサービス」について</p> <p>「ハウスクリーニングサービス」は、住宅を対象にした清掃サービスであるが、現行 JSIC の「建物サービス業」における「その他の建物サービス業」にもビルなどの建物を対象とした清掃業が含まれている。住宅とオフィスを兼ねた建築物もあると思われるが、両者の関係をどのように理解すればよいか。</p> <p>また、この「その他の建物サービス業」には、例示として住宅消毒業や害虫駆除業が含まれているが、生産物として設定されている「一般消費者向け害獣・害虫の点検・予防・駆除サービス」との関係をどのように理解すればよいか。</p>	<p>○ 「R9229 その他の建物サービス業」に住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業などが含まれていることを踏まえ、「ハウスクリーニングサービス」及び「一般消費者向け害獣・害虫の点検・予防・駆除サービス」については、「R9229 その他の建物サービス業」で検討することとし、P扱いにする。</p>

3 研究会後に新たに得られた情報

	新たに得られた情報	対処方針（案）
16	<p>○「ダストコントロールサービス」について</p> <p>「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分可能と回答した事業者に対して追加でヒアリングを行ったところ、『事業者向け』と『一般消費者向け』のどちらに該当するかは営業担当が判断して区分しており、例えば、小規模な飲食店などであっても『事業者向け』としている。」とのことであった。</p> <p>また、「事業者向け」は主に玄関マット、「一般消費者向け」は主にモップを供給しており、サービス内容に違いはあるとのことであった。</p>	<p>○ 左記ヒアリング結果を踏まえて、原案どおり、「事業者向けダストコントロールサービス」と「一般消費者向けダストコントロールサービス」に区分することとする。</p> <p>（統合）リネンサプライ・ダストコントロールサービス （最下層）事業者向けダストコントロールサービス 一般消費者向けダストコントロールサービス</p>